

平成27年8月12日
地 域 行 政 部

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（案）について

（付議の要旨）マイナンバー（社会保障・税番号制度）制度の移行に向け、個人番号の利用や情報セキュリティ対策の基本的な事項を定める条例案についてとりまとめたので報告する。

1 主旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、区民一人ひとりに個人番号を作成し、本年10月より区民へ番号を通知し、来年1月より個人番号の利用及び個人番号カードの交付を開始する。

個人番号の利用及び特定個人情報の提供にあたっては、番号法により定められた法定事務以外の区の事務において行う必要があること、及び情報セキュリティ対策を適正に行う必要があることから、世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を制定する。

2 条例制定の法的根拠

・番号法第9条2項

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

・番号法第19条第9号

地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができる。

3 これまでの経過

平成27年6月10日 地域行政推進本部（条例素案決定）
6月18日 企画総務常任委員会（条例素案報告）
6月22日 条例素案のパブリックコメント（～7月14日）

4 条例の基本的な考え方

条例で定める必要のある事務については、情報提供ネットワークシステムによる他の機関との情報連携を開始する（平成29年7月予定）までを想定し、現状

ではすでに実施している区民サービスの事務の範囲で定めることとする。(別紙、条例案の別表参照)

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する適正な取扱いを確保するため、住民基本台帳ネットワークシステムにおける運営管理体制を参考として、情報セキュリティに関する専門会議を設置し、情報セキュリティ対策に関する企画及び運用計画の履行状況を確認し必要な対策を講じる。

また、区のセキュリティ対策における物的、人的及び技術的な実施状況を具体的に点検するための「情報セキュリティ監査」を定期的を実施する。

専門会議及び情報セキュリティ監査においては、外部識者による専門的な知見を取り入れ、情報セキュリティの有効かつ継続的な向上を図る。

特定個人情報を取り扱う職員への情報セキュリティリスクと対策等に関する教育及び研修体制を整備する。

5 条例案

別紙、「世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(案)」のとおり。

(参考)

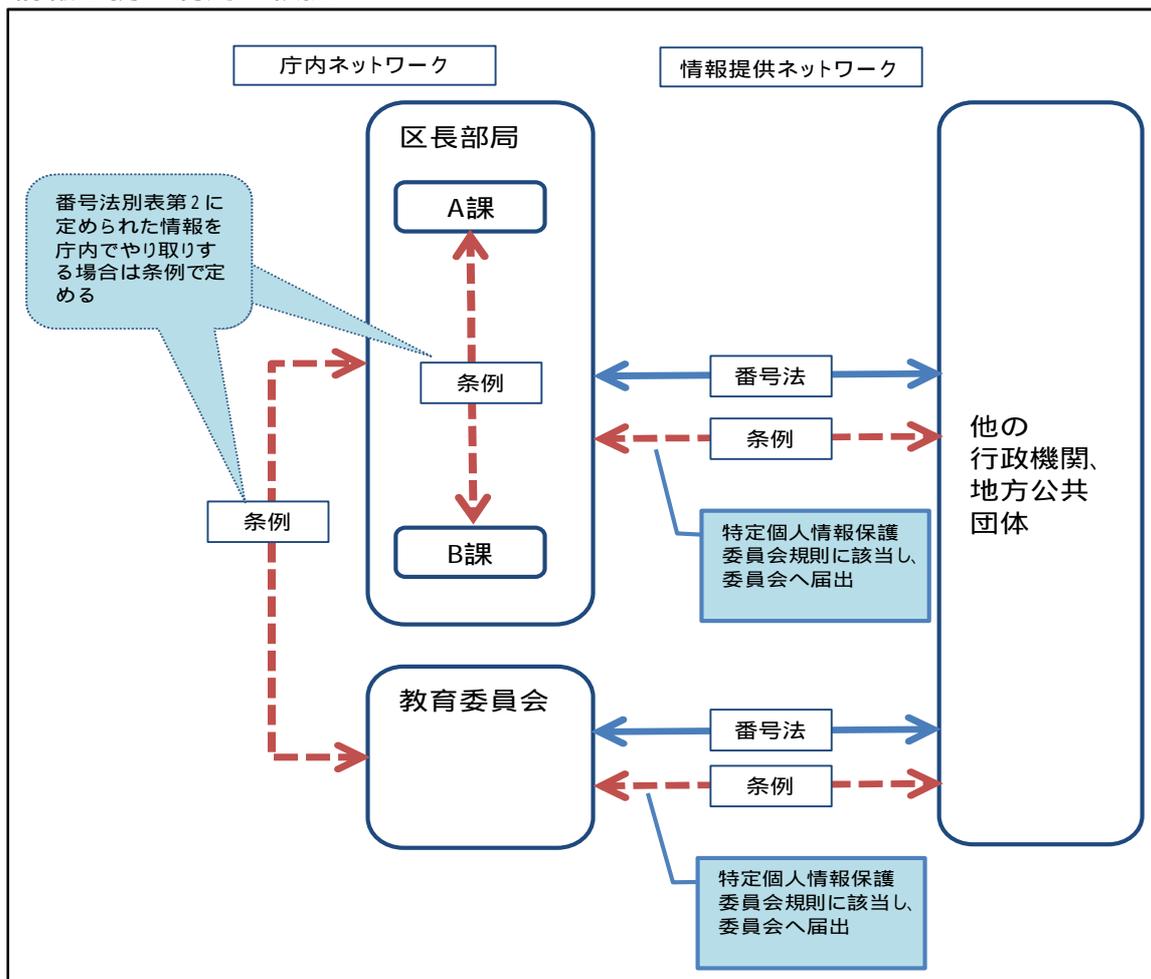
住民基本台帳法の一部改正及び番号法の施行に伴い、以下の関連条例について一部改正する。

- ・「世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例」
- ・「世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例」
- ・「世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例」
- ・「世田谷区印鑑条例」
- ・「世田谷区手数料条例」

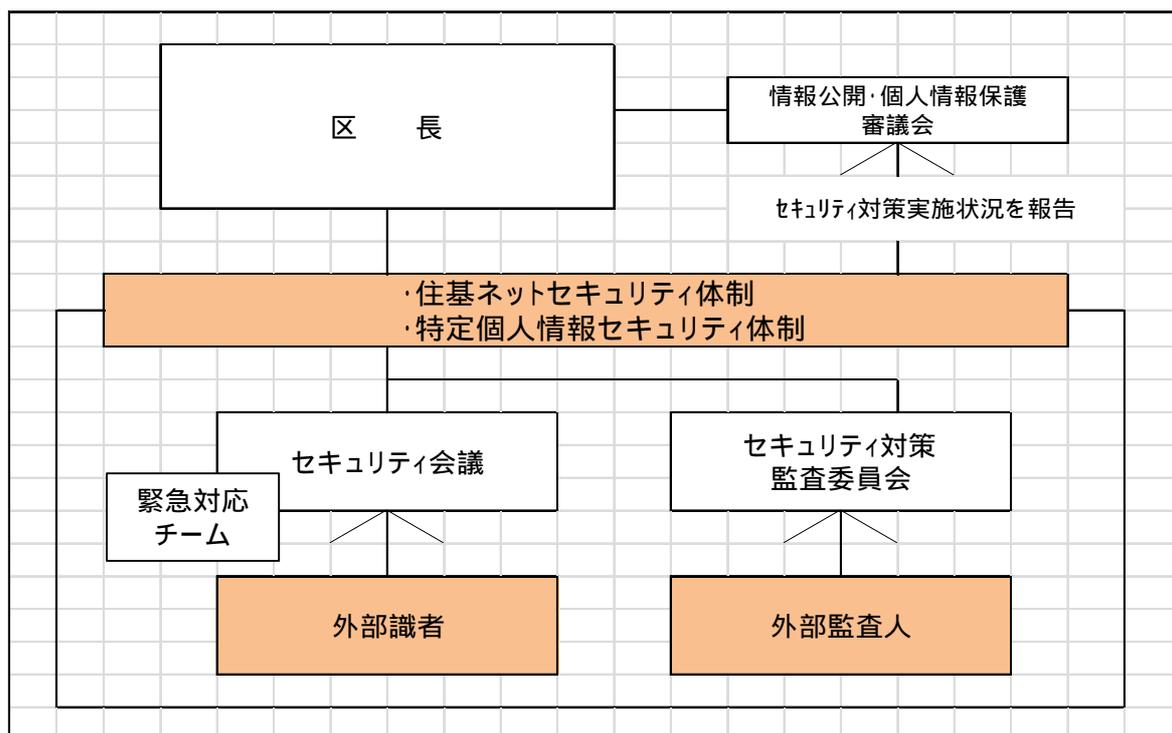
6 条例制定に関する今後のスケジュール(予定)

平成27年8月18日	情報公開・個人情報保護審議会(報告)
8月25日	教育委員意見聴取
9月2日	企画総務常任委員会(提案予定案件)
9月	第三回区議会定例会提案
10月5日	条例施行(番号法施行期日)

情報連携・利用の根拠



情報セキュリティ監査体制



世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供について定めるとともに、世田谷区における特定個人情報ファイルの取扱いに関するセキュリティ対策の基本的な事項を定め、個人情報等の保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (7) 関係機関 行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）、地方公共団体、独立行政法人等（法第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の行政事務を処理する者及び地方公共団体情報システム機構（法第2条第14項の地方公共団体情報システム機構をいう。）をいう。

（区長の責務）

第3条 区長は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 区長は、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 別表第1左欄に掲げる区の機関(条例、規則又は世田谷区教育委員会規則の規定により同表右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)は、同表右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 区長又は世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、法別表第2第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを、同表第2欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 別表第2左欄に掲げる区の機関は、同表右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを同表中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、法令、条例、規則その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2第1欄に掲げる区の機関が、当該区の機関以外の同表第3欄に掲げる区の機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げる区の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定により特定個人情報の提供を受けた場合において、法令、条例、規則その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員の義務)

第 6 条 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する職員 (以下「職員」という。) は、当該事務を行うに当たり、特定個人情報の保護に留意し、法その他の関係法令等を遵守しなければならない。

2 職員は、特定個人情報ファイルの利用を事務処理に必要な範囲に限定しなければならない。

(会議の設置)

第 7 条 特定個人情報ファイルのセキュリティ (正確性、機密性及び継続性の維持をいう。以下同じ。) を確保するために必要な対策 (以下「セキュリティ対策」という。) の総合的な実施を図るため、区長の下に、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画並びにセキュリティ対策等を検討する会議を設置する。

(統括責任者等の設置)

第 8 条 区長は、セキュリティ対策の実施に当たり、特定個人情報を取り扱う情報システムを構成する機器等を適正に管理する責任者及び特定個人情報ファイルを取り扱う部署のセキュリティ対策を実施する責任者並びにこれらの者を統括する責任者を置くものとする。

(委託に係る措置)

第 9 条 区長は、特定個人情報ファイルに係る業務の処理を区の機関以外のものに委託するときは、特定個人情報の保護を図るため、委託先の当該業務に係る秘密保持の措置及び体制等を確認し、委託先の守秘義務について必要な条件を付すなど当該業務に係る秘密保持について適切な措置をとるものとする。この場合において、委託を受けた者が当該業務の一部を更に委託しようとするときも同様とする。

(監査の実施)

第 10 条 区長は、セキュリティ対策の実施状況について、定期的に又は必要に応じて監査を実施するものとする。

(関係機関に対する調査等)

第 11 条 区長は、特定個人情報ファイルのセキュリティの確保に当たって必要があると認めるときは、関係機関に対し、セキュリティ対策の措置等について、報告を求め、又は調査を行うものとする。

2 区長は、前項の規定により報告を求め、又は調査を行った場合において、セキュ

リティ対策の措置等が十分でないと認めるときは、当該関係機関に対して、必要なセキュリティ対策の措置等をとることを要請するものとする。

(緊急時の対応に係る計画の策定等)

第12条 区長は、特定個人情報ファイルのデータの漏えい又はそのおそれがある場合に備えて、緊急時の対応に係る計画を策定するものとする。

2 区長は、特定個人情報ファイルのデータの漏えい又はそのおそれが生じたときは、前項の計画に基づく措置をとるとともに、必要に応じて、関係機関と協議し、報告を求め、又は調査を行い、原因の解明を行うものとする。

(勧告)

第13条 区長は、関係機関に提供した特定個人情報が不正に利用されたと認めるときは、当該関係機関に対し、当該不正利用を是正するために必要な措置をとることを勧告するものとする。

(意見聴取等)

第14条 区長は、セキュリティ対策の実施に当たっては、必要に応じて、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成4年3月世田谷区条例第3号)第2条第1項第4号又は第5号に該当する事項について、同条例に規定する世田谷区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

2 区長は、セキュリティ対策の実施状況等について、定期的に又は必要に応じて審議会に報告を行うものとする。

(教育及び研修の体制の整備)

第15条 区長は、セキュリティ対策に必要な事項について、職員及び特定個人情報ファイルに係る業務の処理を区の機関以外のものに委託した場合における特定個人情報ファイルを取り扱う業務に従事する者に対し、特定個人情報の保護のために計画的に教育及び研修を行う体制を整備するものとする。

(法令違反等)

第16条 区長は、特定個人情報を取り扱う情報システムの運用に関し、職員に法、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他の法令に対する違反行為があったと認めるときは、特定個人情報ファイルのセキュリティを確保するため、法令に定める手続に従い、厳正な措置をとるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第4条及び第5条並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
区長	1 世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）による身体障害者等に対する軽自動車税の減免に関する事務であって規則で定めるもの
	2 世田谷区心身障害者福祉手当条例（昭和49年10月世田谷区条例第45号）による世田谷区心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	3 生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置に関する事務であって規則で定めるもの
	4 介護保険料の区独自減額措置に関する事務であって規則で定めるもの
	5 世田谷区児童育成手当条例（昭和46年9月世田谷区条例第34号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	6 世田谷区女性福祉資金貸付条例（昭和50年3月世田谷区条例第32号）による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
	7 世田谷区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例（昭和40年3月世田谷区条例第12号）による世田谷区母子及び父子福祉応急小口資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
	8 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例（平成2年9月世田谷区条例第40号）による世田谷区立高齢者借上げ集合住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
	9 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例（平成6年11月世田谷区条例第49号）によるファミリー住

	宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
	10 世田谷区高齢者住宅生活協力員の居住室の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	1 転入、転居等に伴う就学すべき学校の指定及び就学通知書の発行に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
区長	1 世田谷区特別区税条例による身体障害者等に対する軽自動車税の減免に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	2 世田谷区心身障害者福祉手当条例による世田谷区心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
	3 生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	4 介護保険料の区独自減額措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	5 世田谷区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
6 世田谷区女性福祉資金貸付条例によ	地方税関係情報であって	

<p>る女性福祉資金の貸付けに関する事務 であって規則で定めるもの</p>	<p>規則で定めるもの</p>
<p>7 世田谷区母子及び父子福祉応急小口 資金貸付条例による世田谷区母子及び 父子福祉応急小口資金の貸付けに關す る事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって 規則で定めるもの</p>
<p>8 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条 例による世田谷区立高齢者借上げ集合 住宅の管理に関する事務であって規則 で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって 規則で定めるもの</p>
	<p>住民票関係情報であって 規則で定めるもの</p>
	<p>障害者関係情報であって 規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの</p>
<p>9 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世 田谷区立ファミリー住宅条例によるフ ァミリー住宅の管理に関する事務であ って規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって 規則で定めるもの</p>
	<p>住民票関係情報であって 規則で定めるもの</p>
	<p>障害者関係情報であって 規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの</p>
<p>10 世田谷区高齢者住宅生活協力員の 居室の管理に関する事務であって規 則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって 規則で定めるもの</p>
	<p>住民票関係情報であって 規則で定めるもの</p>
	<p>障害者関係情報であって 規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの</p>

